

国名	シンガポール
公的年金の体系	<p>中央積立基金（Central Provident Fund, CPF）が社会保障の中心的な役割を担う。CPFの資金は、年金だけでなく、住宅購入、保険、教育、医療等の目的でも使用される。</p> <pre> graph TD CPF[CPF] Employer[雇用主] --> CPF Employee[従業員] --> CPF CPF --> Ordinary[<普通口座>] CPF --> Special[<特別口座>] CPF --> MediSave[<メディセイブ口座>] Ordinary --> Retirement[<退職口座>] Special --> Retirement </pre> <p>＜普通口座＞ ・住宅購入 ・保険 ・投資 ・教育</p> <p>＜特別口座＞ ・定年退職後の生活資金 ・定年退職に備えた金融商品への投資</p> <p>＜メディセイブ口座＞ ・入院費 ・医療保険</p> <p>＜退職口座＞ ・55歳到達時に開設され、普通口座と特別口座の積立金が移管される。</p>
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	<p>シンガポール国民及び永住権保持者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月収50シンガポールドル（以下、ドル）超の公的部門を含む被用者（一部例外を除く） 普通口座◎ 特別口座◎ メディセイブ口座◎ ・年間純取引収入6,000ドル超の自営業者 普通口座△ 特別口座△ メディセイブ口座◎
保険料率（2018年）	<p>労使で負担。加入者の年齢等により保険料率が異なる。2016年1月以降の料率は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50歳以下：雇用主17%，従業員20%，合計37% ・51～55歳以下：雇用主17%，従業員20%，合計37% ・56～60歳以下：雇用主13%，従業員13%，合計26% ・61～65歳以下：雇用主9%，従業員7.5%，合計16.5% ・66歳以上：雇用主7.5%，従業員5%，合計12.5%
支給開始年齢	<p>退職口座の最低残高部分は65歳から支給開始。但し、加入者は受給開始時期を70歳まで繰り下げることができる。</p>
基本受給額	<p>個人口座による積立方式のため、基本受給額はない。</p>
給付の構造	<p>退職口座の最低残高を上回る部分については55歳から引き出し可能。最低残高部分は、65歳からCPF LIFEという終身年金による給付が行われる。2018年現在、最低残高は8万5,500ドル（不動産を保有する加入者の場合）。</p>
所得再分配	<p>個人口座による積立方式のため、所得再分配機能はない。</p>
公的年金の財政方式	<p>積立方式</p>
国庫負担	<p>低所得労働者によるCPFへの拠出を支援するワークフェア所得補助スキーム（Workfare Income Supplement Scheme）は、国庫支出金により賄われる。</p>
年金制度における最低保障	<p>なし</p>
無年金者への措置	<p>なし</p>
公的年金と私的年金	<p>CPFを補完する任意加入、民営の補足退職スキーム（Supplementary Retirement Scheme）が提供されている。</p>
国民への個人年金情報の提供	<p>加入者は、中央積立基金庁（CPF Board）のウェブサイト上で、本人の積立金情報を閲覧することが可能。</p>

シンガポールの年金制度

北野陽平（野村資本市場研究所（シンガポール）
主任研究員）

1. 制度の特色

シンガポールでは、中央積立基金（Central Provident Fund, CPF）が社会保障制度の中心的な役割を担っている。CPFは、自助努力の精神に基づいて、個人口座による積立方式が採用されている。積立金は、年金だけではなく、住宅購入、保険、教育、医療等にも使用される。一定の要件を満たす全ての国民は加入が義務付けられており、国家による強制貯蓄制度と言うことができる。

積立方式は、現役世代が払い込む保険料で退職世代の給付を賄う賦課方式に比べると、人口高齢化の影響を受けにくい。その一方で、各加入者は自分の個人口座の原資を超える給付を受けることができないため、長寿リスクが伴うことになる。特にシンガポールにおいては、現在65歳の人の約5割が85歳以上まで生存し、3分の1が90歳以上まで生存すると予測されている。そうした中、口座に一定の残高を有する加入者には、自動的に終身年金が適用されるようになった。また、低所得労働者によるCPFへの拠出を政府が支援する仕組みも導入されている。

2. 沿革

シンガポールでは、定年退職後の生活に必要な蓄えを積み立てる目的から、1953年に中央積立基金令（Central Provident Fund Ordinance）が制定され、1955年にCPFの制度が開始された。1968年には、国民の生活改善と国への帰属意識の強化のため、住宅開発庁（Housing and Development Board, HDB）が建設するHDBフラットと呼ばれる公営住宅を購入する際に、CPFの積立金を充てることが認められた。1970年代までにシンガポール経済が目覚ましい成長を遂げ、賃金と生活水準が向上する中、インフレの影響緩和も目的として、保険料率は引き上げられた。

1980年代以降、CPFの役割が拡大されるとともに、CPFの機能強化が図られていった。1984年、積立金を医療費の支払いに充てるためのメディセイブ口座

（Medisave Account）が導入され、その後メディシールド（MediShield）という医療保険の提供が開始された。1987年には、平均寿命の延びに対応するため、退職時に一定の最低残高をCPFに残すことを加入者に義務付けるミニマム・サム・スキーム（Minimum Sum Scheme）が導入された。1989年には、比較的所得の労働者またはその子供が高等教育を受けることを支援するCPF教育スキーム（CPF Education Scheme）が開始された。1997年には、加入者が積立金を自ら投資できるCPF投資スキーム（CPF Investment Scheme, CPFIS）が導入された。

2007年には、ワークフェア所得補助スキーム（Workfare Income Supplement Scheme）が導入された。この制度は、月収2,000シンガポールドル（以下、ドル）以下の比較的所得の労働者を対象として、労働とCPFへの拠出を続けるインセンティブを付与することを目的としている。さらに、急速に進行している高齢化や長寿化に対応するため、2009年からはCPF LIFE（CPF Lifelong Income for the Elderly）という新たな終身年金制度が加わった。

3. 制度体系の概要

CPFへの加入が義務付けられているのは、月収が50ドル超の公的部門を含む被用者全般である。但し、永住権を持たない外国人労働者や一部の臨時労働者等は加入が免除されている。年間純取引収入が6,000ドル超の自営業者については、メディセイブ口座への拠出が義務付けられているものの、制度全体への加入は任意とされている。加入者は増加傾向にあり、2017年末時点の加入者数（受給者を含む人数）は384万人となっている。

拠出金は、普通口座（Ordinary Account）、特別口座（Special Account）、メディセイブ口座に積み立てられていく。普通口座の積立金は、住宅購入、保険への加入、認可された投資、子供の教育費に充てられる。特別口座の積立金は、老後の生活や不慮の事故に対する備えであり、投資目的にも利用される¹。メディセイブ口座の積立金は、入院費用や特定の外来診療費に使われるとともに、メディシールドや認可された民間医療保険等への加入に充てられる。加入者の55歳到達時に退職口座（Retirement

Account) が開設され、普通口座と特別口座の積立金が移管される。

加入者は55歳以降、退職口座に最低残高を残しておくことが求められる²。不動産を保有する加入者の最低残高は、ベーシック・リタイアメント・サム (Basic Retirement Sum, BRS) と呼ばれる。2018年現在、BRSは8万5,500ドルであるが、インフレの影響を緩和するために段階的に引き上げられ、2020年には9万500ドルとなる。不動産を保有しない加入者の最低残高は、フル・リタイアメント・サム (Full Retirement Sum, FRS) と呼ばれる。FRSはBRSの2倍の水準に設定されており、2018年時点で17万1,000ドルである。

55歳時点で退職口座に最低残高 (FRSまたはBRS) を残しておくことができる者は、メディセイブ口座にも一定額を残すことが求められる。その額はベーシック・ヘルスケア・サム (Basic Healthcare Sum, BHS) と呼ばれ、2018年時点のBHSは5万4,500ドルとされている。メディセイブ口座の残高がBHSを下回る場合、普通口座または特別口座の積立金をメディセイブ口座に移すことができる。反対に、メディセイブ口座の残高がBHSを上回る場合、その超過分は普通口座または特別口座に自動的に移管される。

55歳以降に普通口座と特別口座の積立金の合計額が退職口座の最低残高を上回る場合、加入者はその差額を自由に引き出すことができる。また、毎月の給付額を増額したい加入者は、55歳以降に追加の拠出を行うことにより退職口座の残高を積み増すことができ、その上限額はエンハンスト・リタイアメント・サム (Enhanced Retirement Sum, ERS) と呼ばれる³。ERSはBRSの3倍の水準に設定されており、2018年時点で25万6,500ドルである。退職口座の積立金が最低残高に満たない加入者でも、55歳以降に5,000ドルを上限として引き出すことが認められている。

なお、加入者に対する税制措置として、拠出時、運用時、引出時、給付時の取引は全て非課税となっている。

4. 給付算定方式と受給要件

退職口座の最低残高は、加入者が65歳になってか

ら年金の支給が開始される。但し、他に収入があり、毎月の給付額を増額したい者は、支給を70歳まで繰り下げることができる⁴。

2016年5月1日以降に55歳になる者 (1961年5月1日以降に生まれた者) は、65歳の誕生日の6か月前時点で退職口座に6万ドル以上の残高がある場合、終身年金が支給されるCPF LIFEに自動的に登録される⁵。当該要件を満たさない加入者は、80歳までCPF LIFEへの登録が可能である。CPF LIFEに登録されない場合、退職口座の残高が無くなるまで支給が続けられる。

CPF LIFEの下では、年金の受取方法として、標準プラン (Standard Plan)、基本プラン (Basic Plan)、エスカレーティング・プラン (Escalating Plan) の3つの選択肢が用意されている。どのプランを選ぶかにより、毎月の給付額と遺産として残せる額が異なる。標準プランは毎月の給付額と遺産のバランスが優先されており、基本プランは標準プランと比べると給付額が少なめで遺産が多めとなっている⁶。2018年1月に導入されたエスカレーティング・プランについては、初期の給付額が低く抑えられているものの毎年2%ずつ増加していく設計であり、インフレの影響を軽減できるという利点がある。

実際の給付額は、退職口座の残高により異なることに加えて、死亡率や金利動向を踏まえて毎年見直される。一例として、標準プランにおける2018年の給付額は、残高がBRSの場合720~770ドル、FRSの場合1,320~1,410ドル、ERSの場合1,910~2,060ドルと推定されている。なお、加入者は65歳到達時に、一時金として最低残高部分の20%をまとめて受け取ることもできる。

5. 負担、財源

前述のワークフェア所得補助スキームは、国庫支出金により賄われているが、CPFのその他の給付財源は加入者の拠出金と運用利子である。

労使の拠出率と各口座への組み入れ割合については、賃金、シンガポールの永住権を取得してからの年数、公的部門における年金制度の対象になっているかどうか等によって細かく設定されており、かつ頻繁に改定が行われている。一例として、民間部門

の被用者または公的部門における年金制度の対象外である者のうち、賃金月額750ドル以上で、①シンガポール国民、②永住権取得後3年目以上の者、③永住権取得後1年目または2年目で雇用主とともに申請をした者、のいずれかに該当する者の拠出率と各口座への組み入れ割合を示したのが表1である。従来、拠出金算定基礎となる賃金月額は5,000ドルが上限であったが、2016年1月以降6,000ドルへと引き上げられた。

2017年末の全加入者の積立金は3,595億1,460万ドルで、GDPの80%に達している。内訳は、普通口座が1,258億2,430万ドル、特別口座が922億3,940万ドル、メディセイブ口座が895億2,040万ドル、退職口座が519億3,060万ドルである。

6. 財政方式、積立金の管理運用

CPFの財政は、個人口座による積立方式で運営されている。積立金の管理運用は、主に中央積立基金 庁 (Central Provident Fund Board, CPF Board) により行われる。積立金の運用に対する利回りは保証されており、口座種類毎に最低水準が異なる。普通口座、特別口座、メディセイブ口座の金利は四半期毎、退職口座の金利は1年毎に見直しが行われる。

普通口座では、大手地場銀行の3か月平均預金金利または2.5%のいずれか高い金利が支払われる。2018年4～6月の適用金利は2.5% (年利ベース) である。特別口座とメディセイブ口座では、年限10年のシンガポール政府債の12か月平均利回りに1%を加えた利回りまたは4%のいずれか高い金利が支

払われる。2018年4～6月の適用金利は4% (同上) である。退職口座では、特別シンガポール政府証券 (Special Singapore Government Securities) に投資され、年限10年の政府債の12か月平均利回りに1%を加えた利回りまたは4%のいずれか高い金利が支払われる。2018年の適用金利は4%である。

また、積立金のうち、6万ドル (うち普通口座は2万ドル) については、1%の金利が追加で支払われる。さらに、2016年1月以降、55歳以上の加入者を対象として、3万ドル (うち普通口座は2万ドル) を上限として、1%の金利が上乘せされることとなった。これらを考慮すると、保証されている最高金利は普通口座が4.5%、特別口座、メディセイブ口座、退職口座が6%である。

他方で、CPF Boardによる運用以外にも、一定の要件を満たす18歳以上の加入者はCPFISの下で、自らが特定の金融商品に投資することができる。その要件とは、普通口座に2万ドル以上、特別口座に4万ドル以上の積立金を有することである。超過部分を投資に回すことが認められており、普通口座での投資と特別口座での投資は別々に管理される。

対象となる金融商品には、政府債・政府保証債、社債、ユニット・トラスト、上場投資信託、株式、保険商品等が含まれるが、普通口座と特別口座では投資可能な商品が異なる⁷。CPFISの利点として前述の保証金利より高い運用利回りを期待できる一方で、運用状況次第では利回りが低下することや損失が発生することもある。

表1 CPF拠出率と各口座への組み入れ割合 (2016年1月1日以降)

年齢	拠出率 (%)			各口座への組み入れ割合		
	雇用主	従業員	計	普通口座	特別口座	メディセイブ口座
35歳以下	17	20	37	23	6	8
36～45歳	17	20	37	21	7	9
46～50歳	17	20	37	19	8	10
51～55歳	17	20	37	15	11.5	10.5
56～60歳	13	13	26	12	3.5	10.5
61～65歳	9	7.5	16.5	3.5	2.5	10.5
66歳以上	7.5	5	12.5	1	1	10.5

(注) 拠出率は賃金月額に対する割合。各口座への組み入れ割合は労使計の拠出金からの配分。

(出所) CPFウェブサイト (2018年6月1日データ取得)

(<https://www.cpf.gov.sg/employers/employerguides/employer-guides/paying-cpf-contributions/cpf-contribution-and-allocation-rates>)

7. 制度の企画、運営体制

CPFの制度は、CPF Boardにより企画・運営されている。2017年7月時点で、CPF Boardには4グループの下に17部局があり、それらから独立した内部監査局がある。

ボードメンバーを見ると、人的資源省の事務次官補 (Deputy Secretary) が副議長を務めているほか、保健省、財務省、金融規制当局等の代表者がメンバーとなっている。

8. 最近の議論や検討の動向、課題

CPFの制度に関する近年の議論として、以下の2点が挙げられる。

(1) 低所得者に対する支援の拡充

CPFの制度の下では、定年退職後の生活に必要な資金の積立を支援するために、税制措置や高水準の運用利回り保証等の手厚いサポート体制が整備されている。しかし、そもそも所得水準が低い加入者の場合、退職までに十分な積立を行うことができない可能性が高い。2007年にワークフェア所得補助スキームが導入され、比較的所得の労働者に対する支援が用意されたものの、依然として退職後に十分な蓄えを持たない国民が多いことが問題視されている。

そうした中、政府は2016年、生涯賃金が低く、家族からの支援を受けることができない高齢者を支援するためのシルバー・サポート・スキーム (Silver Support Scheme) を導入した。同スキームの下では、①55歳までのCPFへの拠出金が合計で7万ドル以下の被用者、または45～54歳時の年平均純取引収入が2万2,800ドル以下の自営業者、②5部屋以下のHDBフラットに居住している者、③1人当たり月収が1,100ドル以下の家庭で生活している者、という要件を全て満たす65歳以上の高齢者は、3か月毎に300～750ドルの現金支給を受けることができる。

今後、シルバー・サポート・スキームはCPFを補完し、日々の生活に困窮する高齢者の数を減少させるという政府の目標を実現するための一翼を担うと考えられる。

(2) 新たな投資スキームの導入

1997年に導入されたCPFISは、CPFの加入者が自らの判断で幅広い金融商品に投資できるようになったという点で、これまで重要な役割を担ってきた。しかし、投資対象となる金融商品が数多くある中、投資資産の管理に時間を割くことが難しい加入者や金融商品に対する十分な知識を持たない加入者からは、CPFISの使い勝手の悪さや投資コストの高さを指摘する声が聞かれている⁸。実際に、CPFISの利用者 (普通口座と特別口座の合計) は2006年末の127万2,000人から2017年末には125万4,000人に、投資残高は同期間に313億8,000万ドルから223億7,430万ドルに減少した。

そうした中、CPF諮問委員会 (CPF Advisory Panel) は2015年2月、CPFISの欠点を補うために、新たにライフタイム退職投資スキーム (Lifetime Retirement Investment Scheme, LRIS) を導入することを提案した。同スキームの下では、投資商品の数が絞られることにより投資が単純化されるという利点がある。また、各加入者の資金がまとめて投資されることにより、規模の経済が働くことでCPFISよりも投資コストが低く抑えられる。2018年4月現在、LRISの提供開始に向けた準備が進められており、早期の導入が期待されている。

9. 私的年金の導入状況

シンガポール政府は2001年、CPFを補完する任意加入、民営の年金制度として、補足退職スキーム (Supplementary Retirement Scheme, SRS) を導入した。SRSには、18歳以上のシンガポール国民と永住権保持者のほか、外国人も拠出することが認められている⁹。

加入者は、上限範囲内でSRSへの拠出額を決めることができ、拠出金は多様な投資に充てられる⁸。SRSの特色として、寛大な税制優遇措置が挙げられる。拠出金は税額控除の対象となり、投資収益も課税されずに積み立てられていく。また、62歳以降にSRSから積立金を引き出す場合には、その50%が非課税となる。加入者が死亡した場合には、その積立金残高は、指定された相続人に支払われる。SRSの加入者及び拠出額は年々増加傾向にあり、2017年末時点で加入者は14万695人、拠出金残高は81億5,000

万ドルに達している。

なお、シンガポールでは企業年金制度も存在するが、多国籍の大企業を除くとほとんど導入されておらず、本稿執筆時点では企業年金を普及させるという動きも見られない。

.....
 <注>

- ¹ 普通口座の積立金を特別口座に移管することが可能であるが、特別口座の積立金を普通口座に移管することは認められていない。
- ² 従来、最低残高はミニマム・サムと呼ばれていた。私的年金等で終身年金を受け取る加入者は、退職口座に最低残高を残す義務が免除される。
- ³ 加入者は、自身の普通口座や特別口座の積立金を家族のメディセイブ口座に移管することもできる。
- ⁴ 給付額は、受給開始年齢を1年繰り下げる毎に最大7%増額される。加入者が受給申請を行わない場合、70歳から自動的に支給が開始される。
- ⁵ 加入者は、私的年金等で終身年金を受け取る場合、CPF LIFEへの登録が免除される。
- ⁶ 基本プランでは、退職口座の残高から約10%が控除され、控除後の残高が支給される。
- ⁷ 例えば、特別口座では、普通口座で認められている社債

や株式等への投資が禁止されている。

- ⁸ 例えば、CPFISの下ではユニット・トラスト等だけでも200種類超の投資商品が提供されている。
- ⁹ 年間の拠出額の上限は、シンガポール国民と永住権保持者が1万5,300ドル、外国人が3万5,700ドルである。

主な参考文献

- * Central Provident Fund Board (2017). *Annual Report 2016*.
- * Matterson, Wade, Richard Holloway, Paul Sinnott, Michael Daly, and Zhikang Chong (2017). *Asia retirement income report*, Milliman.
- * Australian Centre for Financial Studies, Mercer, and Trade and Investment Victoria (2017). *Melbourne Mercer Global Pension Index 2017*.
- * Gee, Christopher, Yvonne Arivalagan, and Fengqing Chao (2018). "Harnessing Singapore's Longevity Dividends: Their Generational Economy, Society, and Polity," *Singapore Perspectives 2018 Conference Background Paper*, Institute of Policy Studies.
- * 野村亜紀子(2013)「長寿リスク対応を進めるシンガポールの年金制度」『野村資本市場クォーターリー』2013年春号, 野村資本市場研究所。